

標準仕様書の普及策検討（ベンダアンケート）

【はじめに】

令和5から7年度は標準準拠システムへの移行期間中となっていますが、令和6年8月に障害者福祉システム標準仕様書【第4.0版】が策定され、令和6年9月にデータ要件・連携要件標準仕様書各論（障害者福祉_基本データリスト【第3.0版】、障害者福祉_機能別連携仕様【第3.0版】）が策定されています。また、令和7年1月に障害者福祉システム標準仕様書【第4.0版】の改定が予定されています。

【ベンダアンケートの目的】

標準仕様書を普及（標準準拠システムへの移行を促進）させるために、現状におけるベンダの対応状況や対応予定についてアンケートを行い、懸念事項や課題等を把握することで、障害者福祉システム標準仕様書をより効果的な内容となるように改定や正誤対応を行います。

○ヒアリング事項

以下の設問に対して、対応自治体のうちの大半が該当する場合、該当する選択肢は□を■に変更してください。

また、自治体規模や他の業務システムの標準化との関係により状況が異なることが考えられることも踏まえ、それぞれの回答内容の詳細を伺いしたく、貴社における状況の記入をお願いいたします。

その他、標準準拠システムの構築等、障害者福祉システム標準化に関する懸念や課題がありましたら、自由記載欄に記載してください。

No	設問		選択肢	貴社における状況
1	標準準拠システムへの対応方針	対象自治体の対応方針	☐ 基本的には現行システムの導入自治体を対象として、標準準拠対応を行う方針である	
2			☐ 標準準拠対応は行わない方針である → ヒアリングは終了となります	
3			☐ 検討中である	
4		対象自治体の範囲	☐ 指定都市を対象として、標準準拠対応を行う方針である	
5			☐ 中核市を対象として、標準準拠対応を行う方針である	
6			☐ 特別区を対象として、標準準拠対応を行う方針である	
7			☐ 一般市を対象として、標準準拠対応を行う方針である	
8			☐ 町村を対象として、標準準拠対応を行う方針である	
9		標準オプション機能の対応方針	☐ 基本的には上記「対象自治体の範囲」に合わせて、標準オプション機能は実装する方針である	
10			☐ 基本的には全ての標準オプション機能を実装する方針である	
11			☐ 開発期間や投資計画の理由などにより、標準オプション機能の対応は後回し又は最小限の対応とし、実際の商談状況等に応じて対応を判断する予定である	
12		標準仕様書の改定により今後追加される標準オプション機能の対応方針	☐ 検討中である	
13			☐ 基本的には、追加された標準オプション機能のうち必要な機能のみ、標準準拠システムに移行するまでに実装する方針である	
14			☐ 基本的には、追加された標準オプション機能のうち必要な機能のみ、優先順位をつけ段階的に実装する方針である	
15			☐ 基本的には、追加された全ての標準オプション機能を標準準拠システムに移行するまでに実装する方針である	
16			☐ 基本的には、追加された全ての標準オプション機能を優先順位をつけ段階的に実装する方針である	
17			☐ 検討中である	
18	標準準拠システムへの対応・移行時期	標準準拠対応完了時期	☐ 令和7年度末までに適合基準日が令和8年4月1日の機能要件・帳票要件を実装する方針である	
19			☐ 令和7年度末までに適合基準日が令和8年4月1日の機能要件・帳票要件を実装することが厳しい要件が発生する可能性がある	
20			☐ 令和7年度末までに適合基準日が令和8年4月1日の機能要件・帳票要件を実装することが厳しい要件が発生している	
21			☐ 検討中である	
22		移行困難の範囲	☐ 現行自社ユーザの移行について、基本的には令和7年度末までに移行を完了させる方針である	
23			☐ 現行自社ユーザの移行について、令和7年度末までの移行が厳しいユーザがでる可能性がある	
24			☐ 現行自社ユーザの移行について、令和7年度末までの移行が厳しいユーザがでている	
25			☐ 新たに導入するユーザについて、基本的には令和7年度末までに移行を完了させる方針である	
26			☐ 新たに導入するユーザについて、基本的には令和8年度以降の移行となる方針である	
27		ガバメントクラウドへの対応	☐ 検討中・調整中である	
28			☐ 令和5年度中に対応は完了している	
29			☐ 令和6年度中に対応を完了させる方針である	
30			☐ 令和7年度中に対応を完了させる方針である	
31			☐ 対応の完了は令和8年度以降となる見込みである	
32	標準準拠システム化後の規模感	開発規模	☐ 検討中である	
33			☐ 実施しない方向である	
34			☐ 現行システムより開発規模は小さくなる見込みである	
35			☐ 現行システムと開発規模はほぼ変わらない見込みである	
36			☐ 現行システムより開発規模は大きくなる見込みである	
37	標準準拠システム化後の規模感	導入・運用規模	☐ 検討中・調整中である	
38			☐ 現行システムより導入・運用規模は小さくなる見込みである	
39			☐ 現行システムと導入・運用規模はほぼ変わらない見込みである	
40			☐ 現行システムより導入・運用規模は大きくなる見込みである	
41			☐ 検討中・調整中である	
42	標準化範囲外の事業・事務	対応の方向性	☐ 現行システムで対応している事業・事務は対応する方針である	
43			☐ 現行システムで対応している事業・事務は、一部は未対応とすることも検討している	
44			☐ 現行システムで対応していない事業・事務も、一部は対応する方針である	
45		システム構成	☐ 検討中・調整中である	
46			☐ 標準準拠システムとは切り離れた独自施策システムとする方針である	
47	データ移行	標準⇄標準	☐ 経過措置を利用し、標準準拠システムと一体的に利用できる構成とする方針である	
48			☐ 検討中・調整中である	
49		標準⇄標準	☐ 令和7年度末までに標準準拠システム同士の移行ツールを実装する方針である	
50			☐ 令和7年度末までには必要と考えられないため、必要な時期に必要な対応をする方針である	
51		自社現行⇒自社標準	☐ 自社現行システムから自社標準準拠システムへの移行ツールを実装する方針である	
52			☐ 他社現行システムから自社標準準拠システムへの移行が発生した場合は、現行移行ツールを利用して自社現行システムへ移行した後、自社標準準拠システムへ移行する方針である	
53		他社現行⇒自社標準	☐ 他社現行システムから自社標準準拠システムへの移行が発生した場合は、他社現行システムから自社標準準拠システムへの移行ツールを実装する方針である	
54			☐ 他社にはデータ要件の仕様に合わせたデータ出力をしてもらい、自社はデータ要件の仕様に合わせたデータ取込ツールを実装し、移行する方針である	
55		自社現行⇒他社標準	☐ 自社現行システムから他社標準準拠システムへの移行は、データ要件の仕様に合わせて移行データを出力するツールを実装する方針である	
56			☐ 自社現行システムから他社標準準拠システムへの移行は、ユーザの方針にもよるが、現行移行ツールの利用や個別対応する方針である	
57			☐ 検討中・調整中である	

No	設問		選択肢	貴社における状況
58	他システム連携 ※住記や税等が先行して標準準拠システムへ移行	住基情報や住民税情報等のデータ取得	☐ 現行システムを改修する方針である（標準準拠の住記システム等から現行システムへの取り込みも対応する方針である）	
59			☐ 現行システムに影響させない方針である（例えば、標準準拠の住民記録システム等から、標準準拠の連携データを作成し、現行システム向けの連携データに加工したものを取り込む方式をユーザと調整するなど）	
60			☐ 検討中である	
61		手帳情報等のデータ提供	☐ 現行システムを改修する方針である（現行システムから標準準拠のレイアウトに合わせて連携データを作成する方針である）	
62			☐ 運用回避により現行システムに影響させない方針である（例えば、切替が完了するまでの期間は照会端末を用意する、現行のレイアウトで出力されたファイルを直接参照して対応してもらうなど）	
63			☐ 検討中である	
64			☐ 1つのパッケージとして一体的に提供する場合に該当するため、連携要件の仕様に合わせた連携機能を実装しない方針である	
65		☐ 検討中・調整中である		
66	標準仕様書の改定や正誤対応	改定の対応方針	☐ 機能・帳票の追加や変更は最小限にしてほしい	
67			☐ 全国の自治体の意見を踏まえた機能・帳票の追加や変更であれば構わない	
68			☐ その他 ↓以下に記載してください ()	
69		正誤対応の提示時期	☐ 令和7年度以降の標準仕様書の正誤対応は、必要な場合は毎月等の随時行うほうがよい	
70			☐ 令和7年度以降の標準仕様書の正誤対応は、毎月等の随時ではなく、8月又は1月の改定時期にまとめたほうがよい	
71			☐ その他 ↓以下に記載してください	
72			()	
73			()	
74	地域生活支援事業の標準化について	地域生活支援事業を標準化の対象とするかは令和6年11月1日のWT（ペンダ分科会と合同開催）で検討する予定ですが、令和6年8月1日の意見交換会の内容を参考に、以下の設問に回答ください		
75		☐ 地域生活支援事業を標準化の対象とするべきであり、問題もない ↓理由を以下に記載してください ()		
76		()		
77		☐ 地域生活支援事業を標準化の対象とするべきであるが、問題がある ↓理由を以下に記載してください		
78		()		
79		☐ 地域生活支援事業を標準化の対象とするべきではない ↓理由を以下に記載してください		
80		()		

(自由記載欄)

以上